

# 令和元年第9回富士見市農業委員会総会議事録

開催年月日 令和元年8月26日(月)

開催場所 市役所 分館3階会議室

開会時刻 午後 13時30分

閉会時刻 午後 15時00分

議長 会長 田中金治

## 委員出席状況

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1番	田中金治	出	8番	島田和雄	出
2番	萩元不二夫	出	9番	島田秀男	出
3番	萩島保夫	出	10番	新井稔	出
4番	細田勉	出	11番	清水登與雄	出
5番	細田福三	出	12番	渋谷貞男	出
6番	大澤英司	出	13番	長堀進	出
7番	大曾根高男	出	14番	丸山隆一	出
出席 14名			欠席 0名		

## 農地利用最適化推進委員出席状況

担当区域	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
水谷1	田中弥一	出	南畑1	関根和市	出
水谷2	神山稔	出	南畑2	谷合章	出
鶴瀬1	横山勝之	出	南畑3	萩原好伸	出
鶴瀬2	星野幸夫	出			
出席 7名			欠席 0名		

## 職務のため出席した事務局職員

事務局長	谷合正史	事務局次長	池上和也
事務局主査	吉野武明	事務局主任	荒木貢

---

富士見市農業委員会総会会議規則第4条により会長が議長になり議事を進行した。

---

日程第1 議事録署名委員の指名

議長は、指名により推薦したい旨諮ったところ、全委員の賛同を得たため、次の者を指名する。

- |     |       |    |
|-----|-------|----|
| 14番 | 丸山隆一  | 委員 |
| 2番  | 萩元不二夫 | 委員 |
| 3番  | 萩島保夫  | 委員 |
- 

日程第2 議 事

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第3条第1項の規定による許可申請2件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、全委員の賛成によりすべての案件を「可」とした。

○議案第1-1

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については8月5日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」農業経営拡大のため。「譲渡人」農業経営縮小化のため。

○農地法第3条2項要件について

① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地（所有地19,179㎡、借入地0㎡）については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター4、耕運機5、重機2、運搬車2

・従事人数…世帯員1名、臨時雇用1名

・申請地までの通作距離…2,800m、車で8分

② 「農作業常時従事要件」

・世帯員1名…本人200日

③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 20,170㎡

④ 「地域との調和要件」

・申請地周辺で水稻栽培を行っており、申請地も同様に水田として利用するため周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。

・以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしている

と考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

譲受人は市外のため、譲渡人を訪問し、現地を確認しました。譲渡人の子が農業を継承するか不明なこともあり、農業経営を縮小するとのこと。事務局説明の通り問題ないと思われま。

#### ○議案第1-2

(事務局説明)

「申請地」…申請地の位置をご確認ください。現地については8月26日に確認し、適正に管理されていた。

「申請理由」…「譲受人」段階的に農業経営を移譲していくため。「譲渡人」段階的に農業経営を受け継ぐため

#### ○農地法第3条2項要件について

##### ① 全部効率利用要件

・所有農地営農状況…所有農地(所有地10,179㎡、借入地0㎡)については適正に管理されている。

・農機具所有状況…トラクター1、耕運機1

・従事人数…世帯員3名

・申請地までの通作距離…2,200m

##### ② 「農作業常時従事要件」

・世帯員3名

・本人、父、母…各250日

##### ③ 「下限面積要件」

…権利を取得しようとするもの、または世帯員が取得後において耕作すべき農地の合計面積が都府県では50aに達すること。

・権利取得後の耕作面積 10,179㎡

##### ④ 「地域との調和要件」

・周辺と同様の方法で管理するため周辺の事業への支障はありません。また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従います。

・以上農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。事務局からは以上です。

(担当委員からの説明)

申請者を訪問し、現地を確認しました。祖父から孫へ段階的に農業経営を移譲していく考えとのことで、問題ないと思われま。

#### 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

○議長は、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件を議題として上程し、事務局の説明の後、委員による調査結果の報告を求め、全委員に諮り、農地転用基準に照らし適当であるとした。

○議案第 2 - 1

(事務局説明)

申請目的「建売住宅敷地」の案件でございます。

「立地基準」

- ・申請地の前面道路に上・下水管の 2 種類が埋設されており、かつ 5 0 0 m 以内に南畑幼稚園、三浦病院の教育施設、医療機関が 2 つ以上あることから、第 3 種農地と判断されます。

「一般基準」

- ・汚水・雑排水は前面道路の公共下水道管に接続、雨水排水は浸透トレンチにて敷地内処理。
- ・隣地境界にはコンクリートブロック 3 段積を設置。
- ・改良区には該当しておりません。
- ・資金については、自己資金で対応することとしており、「残高証明書」が提出されております。

(担当委員の補足説明)

現地調査の結果、事務局説明のとおりですので、よろしく申し上げます。

日 程 第 3 専決処理報告

1. 農地法第 4 条及び第 5 条の規定による農地転用届出について、富士見市農業委員会会長専決規定第 3 条に基づく専決処分状況報告を事務局より次のとおり行った。

(専決の期間 令和元年年 7 月 1 8 日から令和元年 8 月 1 6 日まで)

- |                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 | 5 件 |
| (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 | 5 件 |

日 程 第 4 協 議 報 告 事 項

1. その他

---

議長は、令和元年第 9 回富士見市農業委員会総会の閉会を宣言する。

---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年 8 月 2 6 日

議 長

---

1 4 番

---

2 番

---

3 番

---